地方公共団体財政健全化法が4月から施行されました。各地方公共団体 は、健全化判断比率として①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質 公債費比率、④将来負担比率の各比率と、公営企業の資金不足比率を、監 査委員の審査に付した上で議会に報告し公表することとされました。

そこで、これら各指標の平成19年度決算における比率をお知らせいた します。

(1) 健全化判断比率

①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
—	—	10.5	24.8
(15.0)	(20.0)	(25.0)	(350.0)

備考:各比率の早期健全化基準は()内に記載 実質赤字額がない場合「一」を記載

(2)資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	_
公共下水道事業特別会計	_
農業集落排水事業特別会計	_

備考:資金不足がない場合「一」を記載

することのできないものであ に削減したり、 公債費といいます。 金を地方債といいますが、こ 公債費に準ずる経費は、すぐ 元金および利息の支払いを 地方公共団体の長期の借入 先送りしたり 公債費や

「連結実質赤字比率」

りません。 町において、

町において、 としての赤字の程度を指標化 を合算し、地方公共団体全体 連結実質赤字比率」です。 すべての会計の赤字や黒字 方公共団体全体として 深刻度を示すのが 連結実質赤字額

0%とされています。 資金不足比率」

はありません。

「実質公債費比率」

町において、 収入の規模と比較して指標化 営企業の事業規模である料金 公営企業の資金不足を、 経営状況の深刻度を示す 「資金不足比率」です。 資金不足はあり 公

用 語 解 説

り、

「実質赤字比率

どを行う地方公共団体の一 会計などの赤字の程度を指標 財政運営の深刻度を示 「実質赤字比率」です。 教育、まちづくりな

されています。

「将来負担比率」

実質赤字額はあ

す。町の比率は24・8%です。 示すの する可能性が高いかどうかを っていく可能性のある負担金 借入金(地方債) を指標化し、 などの現時点での残高の程度 期健全化基準は350 地方公共団体の一般会計 が 「将来負担比率」 将来財政を圧 や将来支払 で